

平成18年4月1日から東京都・埼玉県のディーゼル車規制の基準値が変わります!!

■ディーゼル車規制（2段階規制について）

東京都の「環境確保条例」及び埼玉県の「環境保全条例」では「平成17年4月1日以降の知事が別に定める日」から2段階目の基準が適用されることが定められており、この基準が平成18年4月1日から適用されることになりました。

この条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は、東京都内全域（伊豆諸島、小笠原諸島など、島部は除く）、埼玉県内全域の走行が禁止されます。

「粒子状物質減少装置及び酸化触媒等が装着済で、ステッカーに「H17」と記載されている車両は新しい基準値に対応しています。」



■規制対象車両

「ディーゼル車（下表参照）」

※東京都内及び埼玉県内を走行するすべてのディーゼル車（乗用車を除く）が対象になります。

（登録地は問いません。）ただし、新車登録から7年間は規制が猶予されます。

規制対象車	例	ナンバープレートの分類番号	備考
貨物自動車	トラック（キャブオーバーなど） バン	1、4、6	◎自家用、事業用の種別を問いません。
乗合自動車 （乗車定員11人以上）	バス マイクロバス	2 （一部5、7）	◎小型、普通自動車の種別を問いません。
特殊用途自動車	冷蔵冷凍車 コンクリート・ミキサー車	8	◎乗用車タイプをベースにしたものは規制の対象外

◎ディーゼル乗用車は対象外
ナンバープレートの分類番号「3、5、7」
車検証の用途欄に「乗用」と記載される乗用車は、規制の対象にはなりません。

■規制対象車への対応

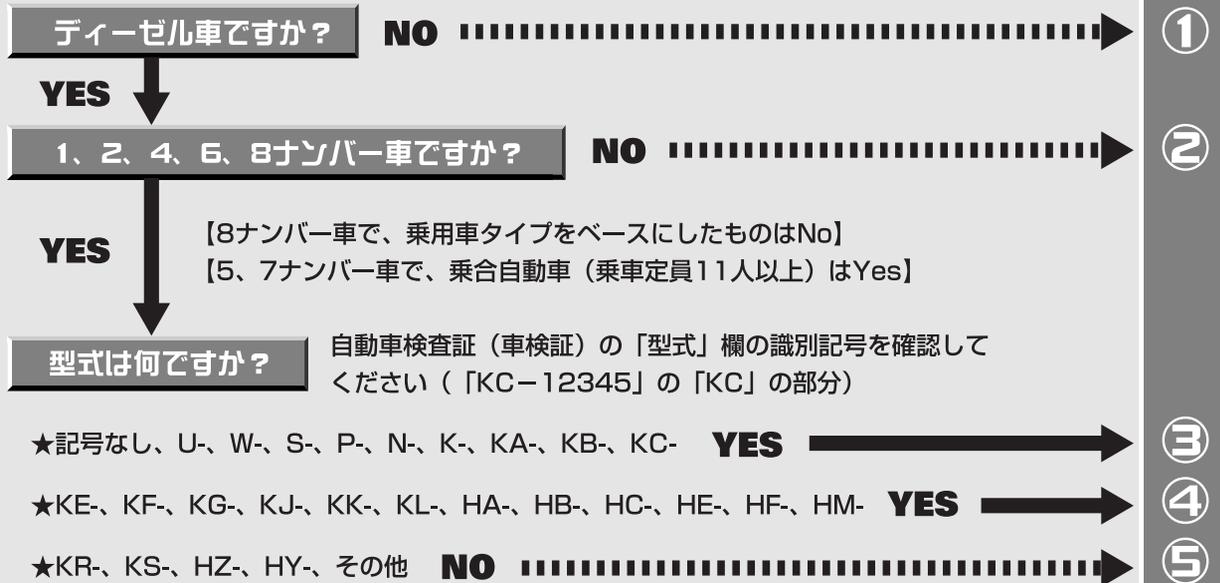
- 現在、使用している車を規制開始後（平成18年4月1日以降）も続けて使用する場合は、知事が指定した粒子状物質減少装置及び酸化触媒等を装着。
- CNG（圧縮天然ガス）車、LPG（液化石油ガス）車、ガソリン車及び国の排出ガス最新規制適合のディーゼル車など、より低公害な車に買い替え。

お問い合わせ先

◎東京都環境局自動車公害対策部規制課（ディーゼル車規制総合相談窓口）
TEL：03－5388－3528 FAX：03－5388－1382
ホームページ <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/jidousya/diesel/>

◎埼玉県環境部青空再生課 自動車対策企画担当
TEL：048－830－3063 FAX：048－830－4772
ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BF00/gaiyou.html>

そこであなたの車をチェック!



判定	
①②⑤規制対象外です	→ 走行 できます
③規制対象です → (平成15年10月から)	↕ 走行 できません
④規制対象です → (平成18年4月から)	

新たに対象となる車両

車両によっては排ガス値が低く、規制に適合しているものもあります。「お問い合わせ先」までお尋ね下さい。

※ただし、新規登録から7年間は走行できます。
※知事の指定した粒子状物質減少装置及び酸化触媒等を装着すれば東京都及び埼玉県内の走行は可能です

すでに知事指定粒子状物質減少装置を装着済みの場合、そのほとんどが平成18年4月1日からの規制に対応しています。装置を装着した際に渡されたステッカー（シール）に「H17」と記載されている場合は、基本的に対応しています。

※輸入車、改造車など、型式欄に識別番号がない場合は、「お問い合わせ先」までお尋ねください。

◎ディーゼル車規制は、東京都、埼玉県のほか、千葉県、神奈川県及び兵庫県でも実施していますので、詳しくは各県にお問い合わせください。

◎自動車の排出ガス規制に関する規制は、国の「自動車NOx・PM法（略称）」による規制があります。詳しくはお近くの運輸支局、検査登録事務所にお問い合わせください。

(参考) 東京都条例と国の「自動車NOx・PM法」の比較

	東京都条例	自動車NOx・PM法
排出規制物質	PM（粒子状物質）	NOx（窒素酸化物）、PM
規制の内容	走行規制（排出基準に満たない車両は都内を走行できない。）	車検制度による規制（排出基準に満たない車両は、国の定めた対策地域内では新規登録・車検継続できない。）
対象自動車	ディーゼル車の貨物・乗合・特種用途自動車（乗用車ベースの特種用途自動車を除く）	貨物・乗合・特種用途自動車（燃料の種類は問わない）・ディーゼル乗用車

(注) 都条例と法の取扱いは異なります。法の排出基準を満たしていても、都条例の排出基準を満たしていない車両については、都内走行するためには、都知事指定粒子状物質減少装置及び酸化触媒等の装着が必要となります。